

袋井市立小中学校児童生徒の通学学校指定規則（平成17年4月1日教育委員会規則第15号）

最終改正:令和5年7月7日教育委員会規則第7号

改正内容:令和5年7月7日教育委員会規則第7号

○袋井市立小中学校児童生徒の通学学校指定規則

平成17年4月1日教育委員会規則第15号

改正

平成18年3月27日教育委員会規則第3号
平成18年7月31日教育委員会規則第5号
平成19年2月27日教育委員会規則第2号
平成19年6月29日教育委員会規則第10号
平成19年9月27日教育委員会規則第12号
平成21年1月30日教育委員会規則第1号
平成23年6月30日教育委員会規則第5号
平成23年11月29日教育委員会規則第9号
平成24年8月30日教育委員会規則第2号
平成26年10月31日教育委員会規則第4号
平成27年2月2日教育委員会規則第1号
平成28年3月30日教育委員会規則第13号
平成29年4月28日教育委員会規則第5号
令和2年3月31日教育委員会規則第4号
令和3年3月31日教育委員会規則第3号
令和5年7月7日教育委員会規則第7号

袋井市立小中学校児童生徒の通学学校指定規則

（目的）

第1条 この規則は、袋井市内に居住する児童及び生徒の就学すべき学校の指定を行うことを目的とする。

（学校の指定）

第2条 児童及び生徒の通学する学校の指定を別表第1及び別表第2のとおり定める。

第3条 通学すべき学校の指定は、児童及び生徒が保護者（子女に対して親権を行う者又は親権を行う者のないときは、後見人の職務を行う者をいう。）とともに居住する現住所により定める。ただし、やむを得ないと認める場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日教委規則第3号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月31日教委規則第5号）

この規則は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による中遠広域都市計画事業袋井市祢宜弥土地区画整理事業について換地処分公告があった日の翌日から施行する。

附 則（平成19年2月27日教委規則第2号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月29日教委規則第10号）

この規則は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による袋井市久能向土地区画整理事業について換地処分公告があった日の翌日から施行する。

附 則（平成19年9月27日教委規則第12号）

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成21年1月30日教委規則第1号）

この規則は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による中遠広域都市計画事業袋井市上山梨第二土地区画整理事業について換地処分公告があった日の翌日から施行する。

附 則（平成23年6月30日教委規則第5号）

この規則は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による中遠広域都市計画事業袋井市春岡土地区画整理事業について換地処分公告があった日の翌日から施行する。

附 則（平成23年11月29日教委規則第9号）

この規則は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による中遠広域都市計画事業袋井市上石野土地区画整理事業について換地処分公告があった日の翌日から施行する。

附 則（平成24年8月30日教委規則第2号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月31日教委規則第4号）

この規則は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による中遠広域都市計画事業袋井駅前第二地区土地区画整理事業について換地処分公告があった日の翌日から施行する。

附 則（平成27年2月2日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2第2項の次に2表を加える改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日教委規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年4月28日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1第1項の表山名小学校の項の改正規定は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による中遠広域都市計画事業袋井市上山梨第三土地区画整理事業について換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

附 則（令和2年3月31日教委規則第4号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日教委規則第3号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年7月7日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

1 小学校

学校名	通学区域名(大字(自治会・地番))
袋井東小学校	広岡(ただし、新町を除く。)、国本、村松、新屋一丁目、新屋二丁目、新屋三丁目、新屋四丁目
袋井西小学校	袋井、川井、木原、土橋、西田、新池、松袋井、彦島、広岡の一部(新町)、方丈一丁目、方丈二丁目、方丈三丁目、方丈四丁目、方丈五丁目、方丈六丁目、永楽町、諸井の一部(下新池及び松袋井)
袋井南小学校	高尾(ただし、南町、柳原及び高尾台を除く。)、高尾町、栄町、睦町、掛之上、三門町、山名町、大門、愛野(ただし、菩提を除く。)、愛野東一丁目、愛野東二丁目、愛野南一丁目、愛野南二丁目、愛野南三丁目、愛野南四丁目、豊沢の一部(山田川)
袋井北小学校	鷺巣、久能、堀越、山科(ただし、太田東及び平宇を除く。)、田町一丁目、田町二丁目、泉町一丁目、泉町二丁目、旭町一丁目、旭町二丁目、葵町一丁目、葵町二丁目、葵町三丁目、堀越一丁目、堀越二丁目、堀越三丁目、堀越四丁目、堀越五丁目、下山梨の一部(北町及び堀越上)、天神町一丁目、天神町二丁目、天神町三丁目
今井小学校	深見、太田、延久、横井、小山、徳光、山科の一部(太田東)
三川小学校	見取、大谷、友永、川会、萱間、山田
笠原小学校	岡崎、山崎
山名小学校	上山梨、上山梨一丁目、上山梨二丁目、上山梨三丁目、上山梨四丁目、上山梨五丁目、上山梨六丁目、月見町、下山梨(ただし、北町及び堀越上を除く。)、下山梨一丁目、下山梨二丁目、春岡、春岡一丁目、春岡二丁目、可睡の杜、沖山梨、宇刈、山科の一部(平宇)
高南小学校	高尾の一部(南町、柳原及び高尾台)、小川町、砂本町、清水町、青木町、上田町、豊沢(ただし、山田川を除く。)、神長、愛野の一部(菩提)
浅羽東小学校	諸井(ただし、下新池及び松袋井を除く。)、浅羽(ただし、630番地から634番地まで、749番地から1426番地まで、1770番地の6、1773番地の4から1773番地の7まで、1776番地の1、1788番地の1から1809番地の1まで、1954番地の1から1957番地まで、3960番地から3962番地まで及び4168番地から4510番地までを除く。)
浅羽南小学校	中新田、大野、東同笠、西同笠、太郎助、湊、梅山(ただし、2356番地から2404番地まで及び4101番地から4301番地の56までを除く。)、松原(ただし、6番地の1から70番地までを除く。)、初越、新堀(ただし、346番地から659番地までを除く。)
浅羽北小学校	浅名、豊住、長溝、浅岡、中、浅羽一色、西ヶ崎、富里、梅山の一部(2356番地から2404番地まで及び4101番地から4301番地の56まで)、松原の一部(6番地の1から70番地まで)、新堀の一部(346番地から659番地まで)、浅羽の一部(630番地から634番地まで、749番地から1426番地まで、1770番地の6、1773番地の4から1773番地の7、1776番地の1、1788番地の1から1809番地の1、1954番地の1から1957番地まで、3960番地から3962番地まで及び4168番地から4510番地まで)

2 中学校

学校名	通学区域名(大字(自治会))
袋井中学校	袋井東小学校、袋井西小学校、袋井北小学校(ただし、北町、上久能、可睡、堀越上、山科上を除く。)、今井小学校(ただし、深見、太田、山科(太田東)を除く。)各通学区
袋井南中学校	袋井南小学校通学区、高南小学校通学区
周南中学校	三川小学校、山名小学校、袋井北小学校の一部(北町、上久能、可睡、堀越上、山科上)、今井小学校の一部(深見、太田、山科(太田東))各通学区
浅羽中学校	笠原小学校通学区、浅羽東小学校通学区、浅羽南小学校通学区、浅羽北小学校通学区

別表第2(第2条関係)

1 特別支援学級(知的障害)

学校名	通学区域名
袋井東小学校	袋井東小学校の通学区域
袋井西小学校	袋井西小学校の通学区域
袋井南小学校	袋井南小学校の通学区域
袋井北小学校	袋井北小学校の通学区域
今井小学校	今井小学校の通学区域
三川小学校	三川小学校の通学区域
笠原小学校	笠原小学校の通学区域
山名小学校	山名小学校の通学区域
高南小学校	高南小学校の通学区域
浅羽東小学校	浅羽東小学校の通学区域
浅羽南小学校	浅羽南小学校の通学区域
浅羽北小学校	浅羽北小学校の通学区域
袋井中学校	袋井中学校の通学区域
周南中学校	周南中学校の通学区域
袋井南中学校	袋井南中学校の通学区域
浅羽中学校	浅羽中学校の通学区域

2 特別支援学級(自閉症・情緒障害)

学校名	通学区域名
袋井東小学校	袋井東小学校の通学区域
袋井西小学校	袋井西小学校の通学区域
袋井南小学校	袋井南小学校の通学区域
袋井北小学校	袋井北小学校の通学区域
今井小学校	今井小学校の通学区域
三川小学校	三川小学校の通学区域
笠原小学校	笠原小学校の通学区域
山名小学校	山名小学校の通学区域
高南小学校	高南小学校の通学区域
浅羽南小学校	浅羽南小学校の通学区域
浅羽北小学校	浅羽北小学校の通学区域
浅羽東小学校	浅羽東小学校の通学区域
袋井中学校	袋井中学校の通学区域
袋井南中学校	袋井南中学校の通学区域
周南中学校	周南中学校の通学区域
浅羽中学校	浅羽中学校の通学区域

3 特別支援学級(聴覚障害)

学校名	通学区域名
高南小学校	袋井市全通学区域
袋井南中学校	袋井市全通学区域

4 特別支援学級(病弱)

学校名	通学区域名
袋井中学校	袋井市全通学区域

5 特別支援学級(弱視)

学校名	通学区域名
浅羽中学校	袋井市全通学区域

6 特別支援学級(肢体不自由)

学校名	通学区域名
山名小学校	袋井市全通学区域